

船橋市介護支援専門員研修等 費用助成事業補助金

ケアマネの資格取得にかかる研修費用を補助します

対象研修

介護支援専門員実務研修

介護支援専門員再研修

主任介護支援専門員研修

※資格の更新は対象ではありません。（裏面Q7参照）

●申請者の要件

1 次に掲げるいずれかの事業において介護支援専門員として従事

特定施設入所者生活介護	小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	介護老人福祉施設
介護老人保健施設	介護医療院 居宅介護支援 介護予防支援

2 申請日において、対象研修を修了しており、かつ、介護支援専門員証の交付日（主任研修は研修の修了日）が、令和7年1月1日以降であること

3 介護支援専門員証の交付日（主任研修は研修の修了日）以降、介護支援専門員として市内の同一の介護サービス事業所に3か月以上就業しており、申請日においても就業していること

4 他の公的な制度により、従業員に係る受講料等に対する費用の助成等を受けていないこと

5 市税に滞納がないこと

補助対象経費

介護支援専門員実務研修受講試験の受験手数料並びに対象研修に係る受講料及び教材費

補助金の額

補助対象経費の2分の1の額を上限に、申請者負担実額

申請期限

令和8年3月31日（必着）

お問い合わせ

船橋市 介護保険課 TEL：047-436-3306

その他の詳しい情報は市ホームページをご覧ください。



Q & A

Q 1 船橋市民でないのですが、対象になりますか？

A 1 対象になります。市外にお住まいでも船橋市内の事業所にお勤めであれば対象です。

Q 2 非常勤の場合も対象になりますか？

A 2 対象になります。

Q 3 法人の代表者なので、雇用の関係にはありませんが、対象になりますか？

A 3 介護支援専門員として従事していれば、対象になります。

Q 4 従業員が、研修修了前から市内の介護保険サービス事業所に勤めている場合は、すぐに申請できますか？

A 4 すぐに申請はできません。介護支援専門員証の交付日（主任研修は研修の修了日）から数えて3か月以上同一の市内介護サービス事業所に継続して就業し、申請日においても勤めていれば対象になります。

Q 5 研修を修了して市内事業所に3か月以上就業したのですが、現在は退職しています。この場合、助成の対象になりますか？

A 5 対象ではありません。申請日においても就業が続いていることが要件の1つとなります。

Q 6 千葉県外の研修は対象となりますか。

A 6 対象になります。

Q 7 更新の研修は対象となりますか？

A 7 対象ではありません。

なお、令和7年度は、千葉県が更新研修を対象とした補助事業を実施しています。詳しくは千葉県ホームページ等でご確認ください。

Q 8 事業者が費用の一部を負担する必要がありますか？

A 8 事業者のご判断によります。

なお、本制度では、対象経費の半額以上を事業者が補助した場合、本人の実質負担額が0円となります。（＝下表パターン3，4参照）

【パターン別費用負担イメージ例】

（単位：円）

	受講料等	補助 対象経費	事業者 負担額	補助前 申請者 負担実額①	補助 上限額 ②	市補助額 ①と②の 低いほう	補助後 申請者 実質負担額
1	91,800 (※)	91,800	0	91,800	45,900 〔91,800の 1/2〕	45,900	45,900
2			20,000	71,800		45,900	25,900
3			50,000	41,800		41,800	0
4			91,800	0		0	0

※令和6年度千葉県介護支援専門員実務研修の実績費用（受験手数料14,000円+法定研修77,800円）を記載